- 1. 目 平成25年3月6日(水) 午前10時02分開会 時 午後
- 第1委員会室 2. 場 所
- 3. 出席委員 濵﨑國治委員長、牛之濱由美副委員長、仮屋園一徳委員、 竹原恵美委員、石澤正彰委員、松元薫久委員、 鳥飼光明委員、濵之上大成委員
- 4. 事務局職員 議事係 牟田 昇
- 5. 説 明 員
- ・議会事務局 松﨑 裕介 局 長 平石 龍喜 次 長
- · 総務課消防係 木山 和夫 参 事 宮原眞佐樹 係 長
- 税務課 小牟田伸雄 課 長 川畑 宏之 課長補佐 福永 典明 主 幹
- 教育総務課 佐潟富士男 課 長 課長補佐 小中 茂信 松田 高明 主 幹
- 生涯学習課 上野 教次 課 長 浩幸 課長補佐 松崎 伊藤 太 主 幹 大野 勝一 係 長
- 財政課 花田 清治 課長 児玉 秀則 課長補佐 牧尾 浩一 係 長

総務課

上野 課長 正順 山下 友治 課長補佐 武三 前田 課長補佐 雄二 薗畑 係 長 尾塚 禎久 係 長

1時45分閉会

- 企画調整課 花木 雅昭 課長 山元 正彦 課長補佐
- 市民環境課 松永 正美 課長 大田 泉 課長補佐
- 学校教育課 盛島 正行 長 課 小田原 真 課長補佐 中鉢 吉彦 主 幹
- ・学校給食センター 野崎 清二 所 長 勝広 迫田 係 長

- 6. 会議に付した事件
 - 議案第1号 平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)
 - 議案第3号 平成24年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第 1号)

- ・議案第8号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成22年度~平成27 年度)の一部変更について
- ・議案第12号 市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例 の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第14号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第15号 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ただいまから総務文教委員会を開会します。

2月28日の本会議で当委員会に付託になった案件は、お手元に配付してある日程表に記載の議案7件であります。

ここで、日程についてお諮りします。

委員会の日程はお手元に配付してありますとおり、本日とあすの2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、本日とあすの2日間といたします。

なお、本日の日程は配付しました日程表のとおり進めていきたいと思いますのでよろしく お願いします。

また、現地調査は所管課への質疑のあとお諮りいたしますので、よろしくお願いをいたします。

〇議案第1号 平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

それでは、議案第1号を議題とします。

議会事務局の出席をお願いいたします。

(議会事務局入室)

それでは、議案第1号中、議会事務局所管の事項ついて審査に入ります。

局長の説明を求めます。

松﨑議会事務局長

議案第1号、平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)のうち、議会事務局の所管に属する事項について、御説明申し上げます。補正予算書の18ページをお開きください。 1款1項1目議会費の補正額は、9節旅費300万円の減額補正であります。減額の主な理由につきましては、各常任委員会の所管事務調査につきまして、当初予算では一人13万

理由につきましては、各常任委員会の所管事務調査につきまして、当初予算では一人13万円の16名分を計上しておりましたが、合計208万円を予算計上していましたが、公用車の利用等による節約により、2委員会で合計約21万円の支出であったことと、また、議長等の旅費についてホテルパック等により旅費の節減に努めたものであります。以上で説明を終わりますがよろしくお願い申し上げます。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

局長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号中、議会事務局所管の事項について、審査を一時中止いたします。 (議会事務局退室、総務課入室)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第1号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

上野総務課長

それでは、議案第1号平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)の総務課所管分につきまして、御説明いたします。補正予算書の6ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正の追加分であります。総務課所管分は、まず一番上の広報あくね 印刷製本費536万8千円、その下の例規執務システム使用料163万8千円のほか、4つ 飛びまして市庁舎平常日清掃業務委託料103万9千円から6ページの一番下の要援護者支 援管理システム保守業務委託料21万円までの10件と、7ページの一番上、電子申請共同 運営システム運営業務委託料30万4千円から5行目の総合行政システムサポート負担金 (住民票システム等)1,266万4千円までの5件の計15件を追加補正するものであり ます。これらはすべて平成25年度初めの4月1日から業務を開始しなければならないこと から、3月中に契約を済ませておく必要があるため債務負担行為を起こすものであります。

次に、予算書の18ページをお開きください。歳出予算の第2款総務費です。4項3目衆議院議員選挙費ですが、平成24年12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る選挙事務等の経費の実績に基づき減額補正するものであります。それでは節ごとの主なものについて御説明いたします。1節報酬の41万円の減額につきましては、開票全体の終了時刻を当初は午前2時と予定しておりましたが、午前0時に終了できたことにより開票管理者及び開票立会人並びに開票事務従事者の報酬が減額となったものであります。次に、7節賃金の19万4千円の減額は、臨時職員の出勤日数及び時間外勤務の実績により減額とするものであります。次に、12節役務費の18万4千円の減額は、郵便料金の割引制度の活用により郵便料金を抑えることができたため、この実績により減額するものであり、19ページの18節 備品購入費の9万9千円の減額は、開票台及び暖房機購入の執行残によるものであります。次に、5目県知事選挙費であります。23節償還金利子及び割引料の114万3千円の減額は、執行実績に基づく選挙費の額の確定に伴う精算返納金を償還金で返納する措置から歳入での返納処理に変更したことにより減額するものであります。

次に歳入であります。ページをお戻りいただきまして16ページをお開きください。14 款県支出金2項1目総務費県補助金2節選挙費補助金の7万2千円の増額につきましては、 衆議院議員総選挙の選挙啓発に要した経費の一部につきまして、説明欄に記載のとおり衆議 院議員総選挙啓発推進委託費 として交付されることになったため、増額補正するものであ ります。

次に、3項1目総務費委託金4節選挙費委託金の218万円の減額につきましては、説明欄に記載のとおり、県知事選挙費を114万3千円、17ページの衆議院議員選挙費を103万7千円、それぞれの執行実績により減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私と課長補佐並びに担当係長からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、総務課所管の事項について審査を一時中止いたします。

〇議案第3号 平成24年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第1号) 総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第3号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

上野総務課長 それでは議案第3号、平成24年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)に

それでは議案第3号、平成24年度阿久根市交通災害共済特別会計補止予算(第1号)につきまして御説明いたします。特別会計補正予算書の20ページをお開きください。第2表債務負担行為は、交通災害共済加入申し込みなどを処理する電算システムサポートに係る負

担金6万3千円であります。これは平成25年度初めの4月1日からシステムを利用することから、3月中に契約を済ませておく必要があるため、債務負担行為を起こすものであります。次に、24ページをお開きください。歳出から説明いたします。第1款事業費1項1目事業費19節負担金補助及び交付金94万8千円は、災害共済見舞金に不足が見込まれるため増額するものであります。第2款基金積立金1項1目基金積立金25節積立金99万円は、交通災害共済基金への積立金であります。これらの積立てによりまして、基金残高は7,835万6,198円になる見込みであります。

次に、歳入について御説明いたします。前のページにお戻りいただき 23ページをお開きください。第 2 款財産収入 1 項 1 目 1 節利子及び配当金 4 万 2 千円の補正は、基金による利子を当初予算で 1 万 6 千円計上しておりましたので、その増額分を補正するものであります。次に、第 4 款繰越金 1 項 1 目 1 節繰越金 1 8 9 万 6 千円は、平成 2 3 年度から平成 2 4 年度への繰越金を当初予算で 1 千円計上しておりましたので、その増額分を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私と課長補佐並びに担当係長からさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ議案第3号について審査を一時中止いたします。

〇議案第12号 市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第12号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

上野総務課長

議案第12号、市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の13ページから14ページと条例議案等参考の7ページをごらんください。今回の条例改正の主な内容は、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、市長、副市長及び教育長の給料月額を減額しようとするものであります。第1条は市長等の給与に関する条例の一部改正であり、第2条は教育長の給与に関する条例の一部改正であって、平成25年度において、市長の給料を25%、副市長及び教育長の給料を15%、それぞれ減額するものであります。また、附則は、この条例の施行の日を4月1日と定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私と課長補佐、並びに担当係長からさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、報酬審議会に提案された率と同じということだと思うんですけど、報酬審議会で何か意見等出たか。もし回答できたら御回答お願いしたいと思うんですが。

上野総務課長

2月1日に委員10名全員で出席をいただき審議会を開催いたしまして、今回の審議会で

特に御意見という形で私どもうけたまわったのはですね、給与は現状や期待される職責に鑑みて応分のものでなければならないと。これまでを上回る削減を行うことを直ちに良とするものではないが、人件費の抑制に率先して取り組み、課題克服の一つとしてなされる真摯な姿勢は尊重されるべきものであることから、期間を限って実施することもやむを得ないものということをつけ加えられて、市長25%、副市長15%、それぞれ減額することもやむを得ないというような形での答申となったところでございます。

[仮屋園一徳委員「了解」と呼ぶ]

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかにありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第12号について、審査を一時中止いたします。

〇議案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第13号を議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

上野総務課長

それでは、議案第13号、一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条 例の制定について御説明いたします。議案書の15ページから16ページと条例議案等参考 の8ページから9ページをごらんください。今回の条例改正は職員の給料月額を減額すると ともに、給与構造改革に伴う激変緩和措置としての経過措置を段階的に廃止するものであり ます。 第1条は一般職に属する職員の給与に関する条例の一部改正であり、附則第13項 の改正は平成24年度実施している給料の削減措置を平成25年度も引き続き実施すること とし、職員の給料月額を1級及び2級の職員について4%、3級の職員について6%、4級 の職員について7%、5級の職員について8%、6級及び7級の職員について10%、それ ぞれ減額するものであります。第2条は、一般職に属する職員の給与に関する条例及び阿久 根市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であり、附則第7条の 改正は平成18年度の給与構造改革に伴う激変緩和措置として設けられた経過措置額を段階 的に廃止するものであります。 この経過措置額につきましては、平成24年度は1万円を 限度として半額を減ずることとされておりますが、平成25年度においては、平成24年度 の経過措置額をさらに半減し、平成26年度において廃止しようとするものであります。 この条例改正により職員の給料は平均で約7.4%の減と見込まれます。最後に、附則はこ の条例の施行の日を4月1日と定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私と課長補佐並びに担当係長からさせて いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

今ですね、平均減額を7.4%というふうに説明があったんですけど、この7.4%については単純に人数と率の引き下げの平均ということで理解すればよろしいんですね。もうちょっとつけ加えますと、国の平均が7.8%ですね。国の平均7.8%の減は全体の7.8%の減額なんですけど、私が言いたいのは7.4%が若年層については低い減額率、年齢層が高くなるにつれて減額の幅が大きいわけですが、額にしたときには単純に国と比較して市が減額は低いように見えますけど、額からすると高いんじゃないかというふうに思いますので、ただ率の平均7.4%は人数で比較した平均減額じゃないかなということを確認した

いんですけど、その辺はどうですか。

上野総務課長

ただいま仮屋園委員のお尋ねでございますけれども、今回、阿久根市の独自によります給与等の減額措置を行いまして、条例に基づく支給総額に対してこの削減される額、これに基づいて率を算定すると7.4%になるということです。あわせて国の削減率が24年度、25年度の2年間を7.8%とする削減が行われておりますけれども、これにつきましてもですね、これとの比較という方法でいたしますとですね。ちょっと答弁がおかしくて申しわけないんですけど、国が行っている削減率と同じような形で阿久根市にも当てはめたときのですね、削減の額については試算をしてみました。ほぼ同じような額になったところです。ただし、国が阿久根市とか各自治体に求めている削減の手法としては、25年の7月からの削減ということで求めております。しかし、阿久根市は4月からの独自削減を今回提案をしておりますので、7月と4月の違いはありますけれども、これを国が7月から求めたのを4月からやっておりますけれども、ほとんど変わらない額に。これは試算によっての結果としてはそのような形になっているのが現状です。

仮屋園一徳委員

私はそのへんがですね、計算がもしできていなかったときがと思ってそんな質問をしたんですけど、今は同額ぐらいということで了解をします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかにありませんか。

松元薫久委員

25年の7月から交付税が減額されるということはもう決定という受けとめ方でいいんで しょうか。そこを、減額はある程度試算されていらっしゃるんでしょうか。

上野総務課長

現在、国から県を通じまして今回の人件費抑制にかかわる要請は、説明会の段階ではですね、話しを聞いているところですけれども、正式決定という形での通知についてはまだございませんけれども、今、県から説明会で受けた内容に基づいて概数という形での試算をいたしますと、給与費減の基準財政需要額への影響額を簡易計算式という形で当てはめて計算をいたしました。そういたしますと、約7千万程度の影響額があるんではないかと、減額されるんではないかと。一方、御承知のとおりですね、この削減された財源につきましてはそれぞれこれまで独自に行政改革、あるいは人件費の抑制等々をば取り組んでおられるところ、あるいは地域の元気づくり等々に対する支援という形で、そういった事業に取り組まれているところについては別途にですね、推進費として交付がなされるというような措置が予定をされております。これはプラスの要因になる話しですけれども、こちらを算式に基づいて概算で計算をいたしますと、5,700万ほどこの部分については交付が見込めるのではないかというようなことでございます。したがいまして、減額にしましておおよそ1,300万程度が実質的な減額と見込まれるのではないかというふうに試算をいたしているところです。以上です。

松元薫久委員

非常にわかりやすく御説明いただきましたけれども、この議案第13号と前の12号でですね、市長から一般職員までこうして給与をカットされるわけですが、西平市長の公約で以前の議会の中で13億6千万を基準として、そこから15%カットするという目標設定があるわけですが、どれぐらいの達成度なんでしょうか。そこの数字が出ましたら教えていただきたい。

上野総務課長

平成22年度決算に基づく削減の目標を15%ということでお示しをされたところでございますけれども、率に換算をいたしますと25年度当初の予算で申しますと、2.7%に相当する削減ということになろうかと思います。以上です。

松元薫久委員

2. 7%というのは13億6千万からさらに15%という設定の中での2.7%ということでなんですか。もう少し。

上野総務課長

22年度決算に対しての率を今申しました。例えば人件費の中でも給料につきましては22年度対比をいたしますと15.2%の減額に給料はなります。ただし、手当であったり、その他の給与費等々、すべて人件費として対比をいたしますと減額の総額の率といたしましては2.7%になります。そういうことでございます。

松元董久委員

ということはまだまだ目標にはとどいていないという認識でよろしいんですね。

上野総務課長

お見込みのとおりで結構かと思います。

[松元薫久委員「了解です。」と呼ぶ]

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第13号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室、消防係入室)

〇議案第1号 平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第1号を議題とし、議案第1号中、総務課消防係所管の事項について審査に入ります。

消防参事の説明を求めます。

木山消防参事

平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)において総務課消防係に関する事項について御説明いたします。予算書の24ページをお開きください。9款消防費1項消防費1目常備消防費19節負担金補助及び交付金125万5千円の増額補正は阿久根地区消防組合への負担金で、平成24年度共済負担金長期公的負担金率の変更にともなう増額分と、委託料等の不用額を調整したものであります。以上で説明をおわりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

参事の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

なければ、議案第1号中総務課消防係所管の事項について、審査を一時中止いたします。

〇議案第15号 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第15号を議題とし審査に入ります。

消防参事の説明を求めます。

木山消防参事

議案第15号、阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

平成25年4月1日から女性消防団員組織を発足させること等にともない、団員の定数を

改め、任用資格の範囲を広げるため条例を制定するものであります。それでは条例のおもな内容について御説明いたします。第2条は消防団員の定数を平成25年4月1日から214人から224人とするものであります。団員定数224人につきましては、今回8名の方が女性消防団員として入団されることと、今後も年間募集をかけるため2名のわくを事前につくっておき、今後当面の団員数目標を10名とすることから今回の定数となったものであり、現在県内で女性消防団員を採用している市町村それぞれが必要に応じて人員確保を行っており、人口に比較して何人ということではないことから、本市におきましては当初はこの8名で発足を行い、将来的には本市の実情と必要性を踏まえて検討していくこととしたものであります。次に第3条は団員の任期資格の範囲を広げるため、本市消防団の区域内に勤務する者を加えることとするものであります。これは本市出身者が本市内で勤務しながらも住居を市外に移す必要があり、退団を余儀なくされる実態や市外の方が本市企業に勤務しており、団員として活躍したいとの申し出があったりする事例があること、また、全国的にも消防団員の人員確保が大変難しくなる中で、全国的に今回の条文に改正する市町村があることから、団員の任用資格の範囲を広げるため改正しようとするものであります。最後に附則は条例の施行日を平成25年4月1日とするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

参事の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

この女性消防団員については年齢制限とか地域の制限等があると思うんですけど、そういうのか、応募が多かった場合には当然、試験、採用、そういうことになるということでよろしいんですか。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

今ののは女性消防団ですか、それとも消防団全体でですか。

仮屋園一徳委員

女性消防団に限ってのことです。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

女性消防団について。

木山消防参事

お答えいたします。男性と一緒で年齢制限18歳以上、上はございません。ただ応募になったら試験制は今のところ検討しておりません。以上です。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

地域は。

木山消防参事

地域もありません。

松元薫久委員

市外の方が団員になりたいと言ってくださる方を見て、そういう方たちを団員にできるように改正するんですか。何かあった際にですね、あんまり遠いとちょっと問題が生じるんだろうと思うんですけど、市外といってもどれぐらいの範囲という線引きはされないんですか。

宮原消防係長

現在、市内の企業に薩摩川内市、出水市から通勤して来られて勤めている方もいらっしゃいまして、今回女性消防団員を採用するにあたりまして、そういう方がたまたま地域が、今住んでいるところはよそなんだけどどうなのかなという話しがありました。今、現在は市内移り住んでこちらに住んでいらっしゃいますので支障はないんですけども、そういう方もいらっしゃるということがあったものですから、よその市町村にもいろいろ確認したところ、やはりよそから勤めにきて昼はそこに、企業にいるときだけでもそこの地域のためになりたいということで、勤務先の消防団員になっていたいという方もいらっしゃいますので、そう

いうことも踏まえて今回のこういう任用のわくを広げたところでございます。以上です。

松元薫久委員

わりました。もう1点ですね、女性消防団員についてお伺いしたいんですが、本会議のと きに消防長のほうから今後の検討課題として言われます現場に出すかどうかという、そうい った今後の検討課題はどういったものなのかお教えいただきますでしょうか。

木山消防参事

今後の活動ということで検討ということなんですけれども、今のところ224人、今現在の定数よりも10名なんですけども、現在8名ということで、あと2名なんですけども、そのようなことで今の現状をふまえ、また今後検討したいということとあわせまして、本会議でも言いましたように現場に行った場合にどうして男性と連携しようかなということの検討課題ということで今考えているところでございます。

[松元薫久委員「了解しました。」と呼ぶ]

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

鳥飼光明委員

参考までに教えてください。初めての組織ですが、本部付ということを聞いております。 8名で、職階制といったらおかしいですか、分団には分団長、ずっとありますね。この女性 の場合はどういうふうにして、統制をとるためにはだれかおらんないかんわけですけども、 どういう格好で今から動きをされるのか、組織的に。それを教えてください。

宮原消防係長

階級は団員から分団長まであるわけでございますけども、団本部付けというところで一律、女性の場合は当分の間団員という階級で組織していきたいと。といいますのが、男性の消防団員の方があとから入ってきとって階級が突然上がって何ができるかという、そういう違和感を持たないためにも、やはり年間通して勉強していく中でだんだん組織の中になじんでいって階級を上げて、分団にまたおろしていくときに分団長というポジションをつくったり、副分団長というポジションをつくったりして活動していきたいと、させたいということで、現在のところは当分の間団員という階級でしていただくようにしております。また、そういう会議等の出会についてもですけれども、現在分団長などでしめてます幹部会議に意見を出してあります。階級が団員で女性の代表者を出す必要があるのではないかというところで、今度の3月の分団長会で協議をして4月からどういうふうにするかというのを今検討していただいております。最終的には分団長会で決まったことは各分団、班におろして、その分団長が班長さん方に説明をして周知するわけですので、そこに同席する消防係の係員が女性の組織の中に、勉強会のときにこういう経過報告がありましたという形で報告を当分はしていって活動をしていきたいと、そういうふうに考えております。

鳥飼光明委員

指揮ですね、団長がやるんですか、それとも消防署からやるんですかね。女性のそれは。 動くんですね、何何をやれとかこういう。

宮原消防係長

消防団の指揮命令は消防団長が指揮をとりますので。あと、消防団長と消防組合消防本部 の消防長と横の連絡でやりますので、消防団長の任命でやりますので、指示は全部消防団長 です。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

石澤正彰委員

一つだけ確認です。女性消防団員についてのですね、お話しをお伺いしとったら結構応募者があるというような雰囲気に聞こえたんですが、実情はどうなんですか。そこだけすいません。

木山消防参事

応募をかけまして、現在のところ8名ということで、それ以上はありませんでした。

石澤正彰委員

わかりました。うわさでは牛之濱委員もお入りになっているということで聞いてるんですけど、彼女はですね、私実力は知ってまして。

「発言する者あり〕

そうじゃなくて関連なんですよ。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

関連も個人ののは。

石澤正彰委員

体力的な女性ですから、私らは年いってますから女性以下かもわからないんですが、そういうとこの募集されるときにね、各団に任せておられるわけですか。

「「本部付けです。」と呼ぶ者あり〕

そういうときには体力とかそういったことも一つの採用の基準にはなるんですか。どうなんでしょうか。

木山消防参事

確かにそうなんですけれども、今回は年齢制限もしませんでしたので体力とかそういうのは採用の条件にはありませんでした。

竹原恵美委員

これから女性団員というのは活動内容の話しですが、全く違うと、資質も違うと思われますけれども、今定員だけを変えました。ほかの任免、給与、服務等などのほかの文章の部分の変更は必要はなかったんですか。

木山消防参事

変更はなくてですね、本会議で言いましたように手当、年報酬、それは同額でございます。それから本会議で私のほうが説明不足でしたので、今後の活動内容というのを御説明を。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

今、報酬、そういうのについて聞いているので。それに対してのみ答えてください。

竹原恵美委員

活動内容も教えてください。

「発言する者あり〕

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

休憩に入ります。

(休 憩 10:51 ~ 10:52)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

木山消防参事

今後の4月の発足までに消防団員活動で必要なきをつけ、回れ右や敬礼の動作を行う基礎的な規律訓練を受けてもらいまして、災害・火災現場で必要とするポンプ取り扱いやホースを延ばす訓練の体験、阿久根市消防団組織等の勉強会、それからAEDを活用した救命講習等を訓練受講してもらい、まずはいざというときに家族を守るための実力をつけてもらいたいと考えています。それから4月1日の発足後は各種の訓練研修を反復習得しながら、住宅用火災警報器の設置に関する研修にも参加をしていただきまして、高齢者宅や一人暮らし世帯の訪問を行い、住宅用火災警報器の設置促進や防火指導をとおして市民の安全・安心をサポートする女性消防団員となるよう期待をしております。また、市のイベント等でチラシ配布や火災予防の広報活動を行ったり、オリジナル寸劇や紙芝居等で幼稚園、保育所、各種施

設を訪問する活動など、女性消防団員ならではの活動を期待しています。応募により集まってくださった方々ですので、自分たちが今できることを常に意識して目標を持ち、計画を実行していただきたいと考えているところでございます。以上です。

竹原恵美委員

わかりました。応募は早かったので、早かったんですけれども、すでにもう活動が何か始まっていますか。

木山消防参事

昨年の12月に今後のスケジュールということで説明会を行っております。それから1月13日、日曜日、出初式の見学をしていただきました。それから2月9日、土曜日、霧島市で第5回の女性消防団員研修会に出席をしていただいております。それから2月24日、日曜日、定例会ですが、AEDの講習を実施しております。それから3月10日、住宅用火災警報器の勉強会を計画いたしております。それから4月1日まで先ほど言いましたように、規律訓練等の実施の予定でございます。以上です。

竹原恵美委員

すでに活動は始まっている。しかし、今、条例、人数、定員をふやして、今、確認したのは今なんですけれども、すでに経費も公費もかけてますが、公費を、税金かけてますが、この条例は出し方が遅かったのではないですか。

宮原消防係長

発足が4月1日で、辞令交付が4月1日になりますので、公金としては消防団員に関する費用弁償、報酬等の支払いはしておりません。ですので、消防団員として適用されるのは4月1日からです。現在活動して勉強会に出ていただいているのは自主的にこういう会があるということで情報を出しまして、一般市民として市の謝金を出して活動をしていただいております。それから市内旅費というのも一緒に含めて出すようにしております。それは財政課とも協議をして予算措置をしております。以上です。

[竹原恵美委員「はい、わかりました。」と呼ぶ]

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第15号について、審査を一時中止いたします。

(総務課消防係退室)

ここで休憩に入ります。

(休 憩 $10:56 \sim 11:03$)

○議案第1号 平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)

(企画調整課入室)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第1号を議題とし、議案第1号中、企画調整課所管の事項について審査に入り ます

課長の説明を求めます。

花木企画調整課長

それでは議案第1号、平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)中、企画調整課所管の事項について御説明申し上げます。まず、予算書5ページの第2表繰越明許費についてでありますが、このうち企画調整課所管分は第2款1項総務管理費の中のうみ・まち・にぎわい再生整備基本計画策定事業977万6千円及びにぎわい交流ステーション事業1億206万8千円であります。いずれの事業におきましても、委員会を設置し、委員の方々に御

協議いただいているところでありますが、うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画策定事業につきましては、委員会のほかにワーキンググループを設置し、委員会から作業指示をいただきながら、基本計画をより実現性の高いものとするため、さらに細かい協議をしていただいているところであります。また、にぎわい交流ステーション事業につきましては、昨年12月10日から本年1月11日まで阿久根駅駅舎にかかる市民の皆様のイメージやアイデアを募集し、今後、駅舎整備に活用させていただくこととしており、委員会で協議を行いながら作業を進めていくこととしております。このことから、これら2つの事業について本年度中の事業完了が期間的に困難であると思われることから、繰り越して事業を実施してまいりたいと考えております。次に、6ページの債務負担行為の追加でありますが、上から4行目の乗合タクシー運行事業については、大川地区、枦・落・馬見塚地区、尾崎・弓木野地区、米次地区、多田・桑原城地区、脇本北部・東部・西部地区に係る乗合タクシー運行事業について、平成24年度に引き続き平成25年4月1日から運行を開始する必要があることから事前に契約を締結するため、債務負担行為として計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。予算書17ページをお開きください。第17款1項10目地域振興基金繰入金の補正は、折多小学校の職員室・図書室空調機器設置工事及び建具改修工事に係る事業費が確定したことから、財源としていた地域振興基金の繰入額を実績額に合わせて149万円減額する一方、平成22年度に交付された住民生活に光をそそぐ交付金の運用利息2万3千円を消費生活相談体制推進強化事業に充当するため補正計上したものであります。

次に、歳出予算について御説明いたします。予算書18ページをお開きください。第2款1項8目企画費9節旅費の減額補正は、電源地域振興センター研修事業として、地域振興に係る市民の方々のための研修旅費を計上しておりましたが、要望がなかったことから実施しなかったため今回減額補正するものであります。13節委託料の減額補正は、市制施行60周年記念事業として招致したNHKのど自慢の舞台架設経費の実績額に合わせ、減額補正するものであります。19節負担金補助及び交付金の減額補正は、減価償却前損益で赤字が続いている肥薩おれんじ鉄道の経営支援のため肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会を通じて支援するための補助として当初計上しておりましたが、経営安定基金を優先充当することが決定し、本年度はこの支援措置が不要となったことから減額補正するものです。また、提案公募型事業補助金については本年度10件を予定していましたが、4件の事業にとどまったことから減額補正するものです。22ページに飛びまして、第7款1項2目商工振興費19節負担金補助及び交付金のうち乗合タクシー事業の減額補正は、実績見込みにより減額したものです。

以上、御説明いたしましたが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

牛之濱由美委員

ただいま説明を受けました提案型公募事業ですけれども、減額が出てきた理由に10件を 見込んでいたところが実質4件であったと。応募も4件であったのでしょうか。応募の状況 を教えてください。

花木企画調整課長

応募につきましても4件でありました。

[牛之濱由美委員「了解しました。」と呼ぶ]

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

仮屋園一徳委員

5ページのですね、うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画策定事業につきまして、基本

計画の中身についてなんですが、これは大まかのアウトラインができるということで理解してよろしいんですか。

花木企画調整課長

うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画ということで、エリアとしては大まかには3つのエリアがございまして、駅前周辺、旧港エリア、それから市民会館周辺、それをつなぐ範囲としては移動する部分もございますので、当然、その3つのエリアをつなぐ全体的なエリアということがその計画の範囲になりますが、それにつきましては今後事業を一部社会資本整備総合交付金等を使って実施するということもあります。そういうことから、計画内容についてはその交付金の申請に使える内容となるように、より具体的に事業の計画にも使えるような内容に、そこまで計画を高めていきたいというふうに考えています。

[仮屋園一徳委員「了解しました。」と呼ぶ]

松元薫久委員

今の仮屋園委員の質問に重ねる形でお聞きしたいんですが、今の課長の説明で交付金の申請に使えるように今後基本計画をつくっていく。先ほどワーキンググループというのがありましたけれども、具体的にワーキンググループってどんなものなのかちょっと聞きたいんですが。それもやはり交付金申請の流れの上で条件づけられているものなのか。

花木企画調整課長

まずワーキンググループにつきましては、委員会があるんですけれども、委員会の指示を受けて、より具体的な作業、計画内容の詰めとか、いろんな原案とか、そこらについていろいろ討議していただきまして、その意見をもってまた委員会に上げるという形にもなります。また、今回、ワーキンググループにお願いしている方々は、それぞれこの計画に関連する各種団体から推薦された方々でして、より実態に近い、いわゆる机上での計画ではなく、より具体化するときに、より実現性の高いものとするため、その実情をよく知る方々をこの委員としてお願いしているところでありまして、そういうことからいろんな協議をしていただいているところなんですけれども。これについては社会資本整備総合交付金の計画に上げるための必須条件とかそういう条件にはなっておりません。あくまでもこの基本計画を策定するための作業の一つとしてそのワーキンググループにそういういろんな作業をしていただいているということになります。

松元薫久委員

委員会と連動する形という理解でいいのかなと思うんですけど、委員会が2つあるような印象になるんですが、また、それとは違う、もっと具体的なと言われましたけれども、このワーキンググループは何名でつくられてるものでしょうか。

花木企画調整課長

ワーキンググループにつきましては13名ですね。

松元董久委員

うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画についてですね、いろいろ市民の方から私も意見を聞くんです。まだ、全体像も見えてこないですし、基本計画もできてないわけですから当然そうなんですけど、何十億かのこの事業がもう決定されたようなですね、誤解されている市民の方もいらっしゃいますし、手順は丁寧にいかないと20億とか30億とかいう金額だけが先走って、何か誤解している市民の方も結構いらっしゃいますので、行政側からですね、丁寧な説明も途中、途中入れながら進めないとスムーズに進まないような気もするので、そこだけはよろしくお願いします。

花木企画調整課長

はい、了解しました。うみ・まち・にぎわいにつきましては先ほど言いましたワーキング グループ、それから委員会等でですね、ワーキンググループではよりそういう具体的な、い わゆる実現性の高いものとするための生の声といったらなんですけれども、そういういろん な声を上げてもらいながら、それをまた委員会のほうのも上げたりして作業を進めていると ころですけど。このうみ・まち・にぎわい再生整備基本計画の中で、いわゆる実施主体となるべきところというのは本来は市がいろんな計画の中でするべきところを定めているものであるんですけれども、その中でまたかかわりとしては民間の方々にもですね、いろいろ、それぞれできる部分について民間の方々にもまた実施主体となってこの活性化につなげていくようなことをやっていただくということもありますので。市街地活性化の手がかりとしてこのうみ・まち・にぎわい再生整備基本計画を策定して、今後はそれをもとに各エリアごとの実施計画、そして実施計画が終わりますと設計、各施設があればその施設の設計という具体的な作業に入っていくというふうに思います。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

花木課長、簡潔に。

花木企画調整課長

以上です。

松元薫久委員

今の説明でよくわかったんですが、パブリックコメントも入れながら。実施計画に移る前ですよね、パブリックコメントを実施されると思うんですけれども、ワーキンググループ、先ほど説明を受けてよくわかって、各種団体の代表者がという。こういう委員会でも必ず各種団体の代表という構成メンバーになるわけですけれども、広くランダムにですね、市民の中から30人とか50人とかという規模でですね、全くランダムに選んでですね、そういった方々に議論してもらうというのも一つおもしろいやり方だったのかなとは思うんですけれども、もう流れが始まってますので、今こういうことを言ってもしょうがないのかなとは思うんですが、丁寧に進めていっていただきたいと思います。以上です。

石澤正彰委員

今、松元委員の関連ですけども、阿久根市が市民の意見を聞く、十分に広く聞くという、 さっき課長の説明がありました。要望を聞くといくことなんですが、毎回毎回同じようなメ ンバーがいろんなとこで選ばれておられる。選び方の問題というのもやはりあるんじゃない かなという気がします。そこらへんはですね、今、松元委員が言いましたように広く募ると いうんですかね、そういうことを実施していただけたら非常にいいなというふうに思います。 そこらへんはどういうふうにお思いでしょうか。

花木企画調整課長

例えばこのワーキンググループの方々を公募してですね、議論していただくということも 一つの手法ではあったかとは思います。今回はエリアがかなり絞り込まれておりまして、よ り具体的なものについて議論していただくという必要がございまして、特に旧港エリアです ね。そこらへんにつきましては関連する方々でないとなかなかわからないというんですかね。 いろんな状況もございます。そういうことから今回は関連する団体の方々に代表ということ ではなく、推薦する方々を推薦していただいたということでございます。

石澤正彰委員

ぜひそういう形でお願いしたいと思います。常にそういう募集をされてやるわけじゃないんでしょうけれども、区長会代表であるとか、PTA代表であるとかですね、そういう方たちがほとんど名を連ねておられるのが今までありましたので、お願いしたいと思います。それとですね、議会報告会を阿久根市全40カ所で、4ブロックで、4人ずつで回ったんですが、そのときにこのにぎわい交流ステーション、阿久根駅の改修ですね。当初、我々が説明を、私が直接したわけではないんですけど、総額で9,700万だったと。県から7千万の補助があったというような説明をした経緯がありましたんですが、あとから具体的になったんでしょうけれども、そこらへんはどうなんでしょうかね。

花木企画調整課長

全体的には12月の議会で御提案いたしましたこの駅舎、にぎわい交流ステーション事業 にかかるものとしては1億209万8千円ほどの予算であります。そのうち、工事請負費と して計上しているものが約9,400万程度ですね。それから委託料関係では約850万円程度を計上しておりまして、残りにつきまして約57万円程度、これが事務費ということで旅費、消耗品、雑費、役務費関係、そういうものになっております。一応、内訳としてはそういうことになっております。

石澤正彰委員

ということは、我々が当初議会報告会のときに県から7千万補助と、阿久根市の負担が2,700万ぐらいだったと思うんですが、そういう説明をしたのがちょっと早とちりやったなという感じが今いたしました。了解しました。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、企画調整課所管の事項について審査を一時中止いたします。

〇議案第8号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成22年度~平成27年度)の一部変更に ついて

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第8号を議題として審査に入ります。

課長の説明を求めます。

花木企画調整課長

議案第8号、阿久根市過疎地域自立促進計画の一部変更について御説明申し上げます。議 案書4ページの有害鳥獣捕獲事業についてでありますが、これまでは、イノシシやシカなど 有害鳥獣については有害鳥獣駆除事業として実施してまいりましたが、平成25年度からは 有害鳥獣捕獲事業として実施していくため事業計画に追加するものであります。この事業は 過疎債のソフト事業分が適用できることから、これを財源として事業を実施することにより、 財源の効率的な活用を図るとともに、近年はこれら有害鳥獣が捕獲後に食肉加工へ有効利用 されている状況であることから、駆除を捕獲という文言へ修正して事業を実施しようとする ものであります。また、議案書4ページの第7章教育の振興(2)その対策における主要施策の 追加、5ページの(3)事業計画における阿久根市民交流センター(仮称)整備事業及び市立図 書館整備事業の追加、5ページの第8章地域文化の振興等(2)その対策における主要施策の下 線部分の修正及び6ページの(3)事業計画における阿久根市民交流センター(仮称)整備事業 の追加については、これら2施設について今後整備を予定しており、この財源として社会資 本整備総合交付金とあわせて過疎債の活用を予定していることから、当該計画に追加するも のであります。なお、平成25度は市民交流センター(仮称)は基本設計、実施設計及び用 地購入を行う予定であり、図書館については基本設計を行う予定であります。以上で説明を 終わりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

松元薫久委員

4ページのですね、有害鳥獣の事業で駆除を捕獲にしたわけですよね。結局、食肉加工を していくために生きたまま食肉加工所みたいなものにもっていくという発想でいいんですか ね。例えば、鉄砲で撃ってしまうと何分以内に持っていくとかいろんな決まりがあるんでし ようか。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

今ののは駆除を捕獲にではなく、捕獲を追加したという。

「発言する者あり〕

暫時休憩します。

(休 憩 11:25 ~ 11:26)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

花木企画調整課長

駆除を捕獲という文言へ修正して事業を実施ということで、捕獲について、いわゆる生きたまま食肉加工へ利用するのかということでしたけれども、これについては水産林務課長からの話しでは、いわゆる捕獲する形態というんですかね。鉄砲でやってたのを生きたままそういう形でやるんだというような話しは聞いておりませんので、これについては今までのやり方と同じだというふうに考えております。

松元薫久委員

過疎債の事業の計画に載せるという、企画課の課長にお聞きしてもですね、ちょっと申し わけないなということで、もう1点聞きたいんですが、市民会館のことも載せてあるわけで すが、市民会館というか市民交流センターですかね。これは避難所としての位置づけはされ ないという理解でよろしいんですか。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

どうですか。これも所管課は。 [発言する者あり]

松元薫久委員

取り下げます。

「発言する者あり〕

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

この議題というのは過疎計画に。

松元薫久委員

絡めていいですか。もう1度言いなおします。

市民交流センターという位置づけで自立促進計画に載せるわけですが、社会資本整備総合交付金を利用するうえで、視察先で避難場所というものもつけ加えて5%の増額ができたというふうな説明を受けてですね、交流センターに関して現在地でいいのか、どうなのかという議論も建設委員会の中でもされてましたけれども、ここの自立促進計画上は避難所としての位置づけではないという、さっきと同じ質問になってしまってますけれども。やはりこの計画での位置づけというのは交付金申請にとってあとあと影響するのだと思うんですが、課長からの説明がいただけるでしょうか。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

企画調整課長、さっき補正であったまち・にぎわい事業と過疎債の関連を話したほうがいいんじゃないですかね。だから、社会資本整備計画の交付金をうけるにはそういうまちづくりの基本計画をせないかんということでにぎわいのあれをする。あるいは今度過疎債を借りるためにこっちをするという、その辺の連携、つながり、そういうのを説明したほうがいいんじゃないですか。

花木企画調整課長

今回、この過疎地域自立促進計画の一部変更について市民交流センターをここの事業計画に上げたということにつきましては、あくまでも過疎債を使いたいということから上げていることでございまして、社会資本整備総合交付金につきましては、先ほど補正の中で申し上げましたうみ・まち・にぎわい再生整備基本計画、この策定によってこの交付金を受けるために活用していくということになっておりますので、この過疎については過疎債を活用するための一つの手法ということで上げているところです。

「松元薫久委員「了解」と呼ぶ〕

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

仮屋園一徳委員

ちょっと似たような質問なんですけど、先ほど図書館についてですね、基本計画を今回は やるんだという説明がありましたのでお聞きするんですが、図書館の基本計画というのは内 容的にはどんなものがあると聞かれてますか。

「発言する者あり〕

考えられるのはどこに何を置くかという、そういうことぐらいしか考えられないんですけど、基本計画が必要なのかなとちょっと思うもんですからお聞きするんですけど。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

休憩に入ります。

(休 憩 11:31 ~ 11:35)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

なければ、議案第8号について審査を一時中止いたします。

(企画調整課退室、稅務課入室)

○議案第14号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第14号と議題とし審査に入ります。

課長の説明を求めます。

小牟田税務課長

議案第14号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定ついて御説明申し上げます。地方税法の一部改正に伴い、鹿児島県が個人県民税の寄附金税額控除に係る鹿児島県税条例等の一部改正を平成24年10月12日公布したことから、鹿児島県税条例に併せて、阿久根市税条例の一部を改正するものであります。改正の主な事項は、寄附金税額控除の適用対象に公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人または団体に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市が条例で定めるものを追加したものであります。なお、これらの寄附金税額控除の適用対象を鹿児島県が県内に主たる事務所を有する公益社団法人、公益財団法人等その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体を鹿児島県税条例で定めたことから、同じ団体を阿久根市税条例においても寄附金税額控除の適用対象とするものであります。なお、附則は条例の施行日を公布の日からとするものであり、また、寄附金税額控除の適用日を平成24年1月1日以後に支出した寄附金から適用することとしたものであります。以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。なお、答弁につきましては、私並びに担当係長から答弁させますのでよろしくお願いします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

税務課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

この内容は企業にとっても、法人にとってもよいと思われるんですけれども、この条例自体、有意に使おうと思った市民はどこでこれを知るチャンスがありますか、どんな広報をさ

れますか。

小牟田税務課長

この税の改正につきましては、今後ホームページとか、あるいは市報等で流す、あるいは 県税の条例を改正をされましたときにも広報なりでされたところです。

竹原恵美委員

法人、団体、寄附を通常受けるような団体が寄附を受けるときに、寄附をくださる方に広報をする。そういう内容を広報する。また、市は年末調整が近くなったころに何かお知らせをするチャンスというのは、そのようなのは持ちませんか。

小牟田税務課長

条例改正について、今寄附金控除について、なかなか一般の方に、条例改正でこういうのが控除になりましたよという部分について、その都度広報とかに載せるということがあまりないんですけど、ホームページ上には常に寄附金控除なり、こういう部分については掲載はするようにはしたいと思います。

竹原恵美委員

私、質問として、寄附を通常受けるような企業が寄附をくださる方にこの情報もつけて、 寄附を受けるときに企業が、通常寄附を受ける企業が寄附をくださる方にこの情報を伝える ようにこちらが補足して伝えるように指導するようなことはないですか。そういうことはし ないですか。

小牟田税務課長

寄附金のですね、控除の適用になりますと、領収証については控除になりますというか、 領収証を出すようになっております。それがないと寄附金の控除も当然認められないし、ど この事業所というか、そういう法人、条例で定められた県内に主たる事務所を県が指定をし た事業所であるということでのそういう寄附金の、証明ですね。証明というか領収証をもら うんですけれども、を添付をしないとできませんので、それには寄附金受領証明書という形 で、こういったような、下の方には注意書きといいますか、寄附金控除はできますよという ものが記載をされております。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ちょっと休憩に入ります。

(休 憩 $11:44 \sim 11:48$)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

竹原恵美委員

県内に主たる事務所を有する法人、または団体に対する寄附金、これは指定されたというのが前にありますか。どういう団体のこと。

[発言する者あり]

18ページ、アの団体または法人について説明をください。

小牟田税務課長

これにつきましては、アについては、当然、県内に主たる事務所を有する法人、団体でありますので、この寄附金控除の対象というのが所得税法の第2項第2号に掲げる寄附金ということで、例えば第78条第2項第2号に掲げる寄附金というのが、国立大学等にあてられる寄附金ということで、対象が2大学あります。これについては鹿大と鹿屋体育大学、あと所得税法の第78条第2項第3号ということで、公益社団法人、公益財団法人ということで、これが県内106団体あります。それから学校法人ということで132団体、それから社会福祉法人というということで県内563法人あります。それから厚生保護法人に対する寄附金ということで、県内2団体、それから認定のNPO法人ということで2団体、合計県内に

主たる事務所を有する法人ということで、808団体を県のほうで指定をしているところです。

[竹原恵美委員「はい、了解です。」と呼ぶ]

松元薫久委員

今の流れでお尋ねしたいんですが、大きい会社を経営されてて、その傘下に社会福祉法人も一つ、二つ、傘下にあるとしてですね、同じグループで。母体の会社から傘下の社会福祉法人に寄附をしました。そうなると控除されるんですか。

小牟田税務課長

あくまでも県が指定をしたということでございますので、例えばよその県外に主たる事務所があって、県内には傘下の事業所というか施設等があったという場合に、指定をしてもらいたいというようなときには県のほうに指定の申請をしてもらうという形になります。

松元薫久委員

特定の企業名とかここで言うあれでもないですから、例えばこういう県内の大企業で、そのグループの傘下に社会福祉法人であったり学校法人なんかを持ってた場合ですね、寄附の控除の対象となると、結構おっきい金(かね)が動いた場合、グループ内での金(かね)のただの移動に税金が控除されるんですか。あとあとお調べになって今わかればお答えいただきたいですけど、もし、おわかりでしたら。あとで調査して返答もらってもいいんですが。もし、そういうことが可能ではないだろうとは思うんですけど、確認のためでお聞きしたいんですが。

小牟田税務課長

企業間でということでしょうか。個人住民税ですので、個人の方がそういう社会福祉法人 等に寄附をされた場合、住民税の控除になるということなんですけれども。

松元薫久委員

要するに、そのグループの代表である社長がですね、自分の傘下、グループ企業の一つの 法人に個人名で寄附をしたら、その社長さんの税金は減額されるというふうな理解でいいん ですね。

小牟田税務課長

そういうことになろうかと思います。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第14号について、審査を一時中止いたします。

(税務課退室、市民環境課入室)

〇議案第1号 平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第1号を議題とし、議案第1号中、市民環境課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松永市民環境課長

去る2月28日の本会議において総務文教委員会付託になりました議案第1号、平成24年度一般会計補正予算(第8号)のうち、市民環境課所管分について御説明いたします。初めに歳出から御説明いたします。20ページをお開きください。中ほどですが、4款1項4目環境衛生費の611万円の減額は、19節負担金補助及び交付金の小型合併処理浄化槽設置整備事業の執行見込み額による減額であります。理由は、当初予定しました浄化槽の設置基数5人槽、7人槽、10人槽、合計103基に対し89基の見込みで14基減少したものと、単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽への切りかえ補助10基に対して8基の見込

みで2基減少したことによるものであります。次に、4款2項2目じん芥処理費の減額678万6千円の内訳は、19節負担金補助及び交付金の北薩広域行政事務組合負担金の執行見込額の確定により減額しようとするものであります。負担金の内訳としましては、じん芥処理費が734万9千円の減額とリサイクル処理費が56万3千円の増額であります。減額の主な理由としまして、北薩広域行政事務組合の平成23年度決算繰越金及び地方交付税分の確定と、人事異動等に伴う給与費の調整で、構成市町の負担金減額と環境センター委託料の執行見込み調整によるものであります。増額の主な理由としまして当初予定数量から実績として不燃ごみの持ち込みがふえたことと、鉄、アルミ売払い収入の見込み減によるものであります。次に、3目し尿処理費の1,131万9千円の減額は、じん芥処理費同様、北薩広域行政事務組合負担金の執行見込額の確定により減額したものであります。減額の主な理由としましてじん芥処理費の減額と同様の平成23年度決算繰越金及び地方交付税分の確定と人事異動等に伴う給与費の調整で、構成市町の負担金減額と衛生センター委託料の執行見込み調整によるものであります。

続きまして収入の部に入ります。収入について御説明いたします。15ページをお開きください。下のほうの13款2項3目衛生費国庫補助金の22万4千円の減額は、小型合併処理浄化槽設置整備事業の執行残であります。歳出で説明しましたように設置基数が当初計画より減少したものによるものであります。次に16ページになります。中ほどの14款2項3目衛生費県補助金の158万8千円の減額も小型合併処理浄化槽設置整備事業の執行残であります。次に17ページになります。下のほうの20款1項3目衛生債の380万円減額のうち、小型合併処理浄化槽設置事業債の220万円の減額も設置基数の減少により、これに合わせて減額するものであります。以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私並びに担当係長より答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

鳥飼光明委員

参考までにお願いしたいんですが、今、この小型合併処理の補助金な、5人槽、7人槽、10人槽、今現在幾ら補助を。それをちょっと教えてください。

松永市民環境課長

まず5人槽について説明いたします。5人槽で3352千円が補助です。それから7人槽が4154千円、それから10人槽が5458千円の補助となります。それから、単独浄化槽の撤去費ということで、1基957円の撤去費ということで補助をされます。以上です。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

仮屋園一徳委員

この減額についてですね、国庫支出金、歳入のほうの額が極端に少ないのはこれはどういう理由ですか。

松永市民環境課長

国庫補助金だけが少ないということの質問ですが、先ほど説明いたしましたとおり、当初予定数より14基と撤去基数2基が減少することによって、最終国庫補助額が確定するわけですね、最終国庫補助額が。それで、新年度当初ですね、4月におきまして国からの内示額が示されております。その額に最終的には合わせたものでございますが、それは年度間調整といいまして、国からの年度間調整がありまして、次年度への調整額として残ることになります。結局、国として内示額を変更しないようにということで、これは最終的に平成26年度で調整をするという、そういうことになっているんです。以上です。

石澤正彰委員

単独から合併に切りかえる場合に除くので9万円補助があるわけですね。そうした場合に

次は合併処理になるわけだけど、5人のときに33万2千円補助がありますよね。そこから 差し引かれるということはないわけやね。

松永市民環境課長

今の質問ですが、差し引かれることはなくて上乗せして、プラス33万2千円に9万円を 上乗せしてやると。

[石澤正彰委員「はい、了解しました。」と呼ぶ]

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

松元薫久委員

20ページの処理費のことでお伺いしたいんですが、減額の補正で出てますけれども、24年度から実績値としての処理費を払うということに変わってたんですよね。今、減額補正の説明は人件費とか、交付税とか、繰越金とかいろいろ、もろもろ言われましたけど、実際実績数というのがデータとしてわかってはいるわけですね。

松永市民環境課長

以前は前年度の予定として実績を反映されていたんですが、最終的に確定をした段階でこれを最終的に決めている。その前まではその予定として上げていたものですから、これが前年度の確定をした段階でこの数量を修正、負担金の修正ということになります。

松元薫久委員

実績数で負担金を支払えば阿久根市は今までよりちょっと負担金が上がるんですというふうな本会議での説明があったかと思うんですけど、それよりは減額補正しているというところを見るとそれほどの予算は必要なかったというふうに理解していいんですか。

松永市民環境課長

このじん芥処理費についてはですね、数量ももちろんなんですが、負担金の額というのが 今さっき説明したように23年度決算とか、地方交付税、そういうものがちょっとウェイト が大きくて、そっちのほうが重視されると。もちろん数量も変わるわけですけど、最終調整 として北薩広域組合がこういうふうな数値として出したということになります。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

松元委員、今言ったのは23年度実績でこうこうだ、23年度が交付税が上がって、あるいはし尿処理費関係はこうだったという、23年度の実績で24年度を補正したという。

松元薫久委員

自分が言った実績とはまた別の。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

今度上がるようになったのは25年度から。この前の条例改正はですね。

松元薫久委員

25年度から。はい。

[「なし」と呼ぶ者あり]

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

なければ、議案第1号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止いたします。 (市民環境課退室)

ここで休憩に入ります。

(休 憩 $12:07 \sim 13:00$)

(教育総務課・学校教育課入室)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、議案第1号中、教育総務課及び学校教育課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

佐潟教育総務課長

去る2月28日の本会議において、総務文教委員会付託になりました平成24年度一般会 計補正予算(第8号)の教育総務課及び学校教育課所管分について、歳出から御説明申し上 げます。24ページをお開きください。10款1項教育総務費4目教育指導費9節旅費62 万円の減額補正は、ALTが継続雇用となり新規雇用を必要としなかったことにより、帰国 旅費、新規研修旅費が不要となり減額するものであります。10款2項小学校費1目学校管 理費15節工事請負費の148万2千円の減額補正は、折多小学校建具改修工事と折多小学 校職員室・図書室の空調機設置工事の入札執行残にともなうものであります。2目教育振興 費11節需用費の35万円の減額補正は、教科書及び指導書等の不要分です。同じく19節 負担金補助及び交付金の79万円の減額補正は、大川小学校の山村留学実施事業に希望者が なかったことによるものであります。次に、10款3項中学校費1目学校管理費15節工事 費の383万2千円の減額補正は、阿久根中学校正門門扉設置工事及びフェンス取替工事と、 大川中学校、鶴川内中学校の職員室・図書室、そして三笠中学校の図書室の空調機設置工事 に係る入札執行残に伴う補正であります。2目教育振興費7節の135万円の減額補正は、 特別支援教育支援員2名を雇用予定でありましたが、生徒数の減少等に伴い1名の雇用で対 応できたことによるものであります。25ページをお願いします。次に、2目教育振興費1 1節需用費120万円の減額補正は、教科書及び指導書の不要分であります。10款4項1 目幼稚園費19節負担金補助及び交付金の420万円の減額補正は、幼稚園就園奨励費補助 金の実績にともなう補正であります。当初は、第1子から第3子以降の3歳児から5歳児ま で、総数150人の1、969万8千円の奨励費補助金を予定しておりましたが、実績で1 26人の1, 550万円になる見込みであります。

次に歳入について御説明します。15ページをお願いいたします。13款2項9目教育費国庫補助金4節幼稚園費補助金の47万4千円の減額補正は、先に説明いたしました幼稚園就園奨励費補助金の実績に伴う補正であります。幼稚園就園奨励費の国庫補助金は所得階層に応じて区分がなされ、補助限度額の3分の1以内で補助されますが、当初437万4千円の補助金を見込んでいましたが、実績に基づき減額するものであります。17ページをお開き願います。20款1項市債9目教育債3節中学校債の290万円の減額補正は、先の歳出でも説明いたしましたが、阿久根中学校正門門扉設置工事や3中学校の空調機設置工事にともない、中学校校舎等事業債を減額補正するものであります。

以上で教育総務課、学校教育課所管の説明を終わりますが、よろしく御審議くださるよう お願いいたします。なお、答弁につきましては、私並びに学校教育課長でお答えさせていた だきますが、不足の場合は担当係長に補足をさせますのでよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

仮屋園一徳委員

24ページのですね、10款2項1目、関連で10款3項1目の学校管理費についてお聞きしますけど、これは工事請負費であって入札残については維持費等には使えないものなのでしょうか。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

仮屋園委員、もっと絞り込んで。

仮屋園一徳委員

中学校費のですね、学校管理費についてですけど、先ほど説明で工事の入札残という説明だったんですが、その入札残については学校の維持管理費には使えない予算であるのかどうかの質問であります。

佐潟教育総務課長

まず10款1項学校管理費の工事請負費につきましての減額補正についてはですね、企画課が所管しておりますサテライトの地域振興基金繰入金の減額を行う必要があるということで、この部分についてはこの減額補正をさせていただいたものであります。それと中学校の工事請負費につきまして、この大川、鶴川内、三笠中学校の職員室、図書室の空調設置工事の3つにつきましては、中学校の校舎等の整備事業債を減額するための減額補正をしたものでありますが、修繕料についてはこの事業の工事費については使えない(訂正あり)ものでございます。この減額についてはそういう理由で減額させていただきましたということでございます。

仮屋園一徳委員

減額についてはわかるんですけど、ほかの維持修繕工事にも使えるということで理解して よろしいんですか。

佐潟教育総務課長

使えない(訂正あり)ということです。

仮屋園一徳委員

そうしたらですね、学校の維持修繕についてはですね、相当の要望があると思うんですけど、今の段階で、3月の段階で減額するんであればですね、期限等については1カ月あれば十分できるような維持工事もあると思うんですけど、できればですね、今回はこれでいいですけど、今度についてはやはり、要望数についてできればあとで幾らぐらいあるのかお教えいただきたいと思うんですけど、もしあるとすればですね、できるだけこういった予算を活用して維持修繕工事をされるように要望したいと思います。先ほどの件についてお答えください。件数、維持修繕箇所の要望がどれくらいあるのか、わかってたら教えてください。

佐潟教育総務課長

管理係長にお答えさせいただきます。

すいません、要望についての資料をここに持ってきておりませんので、あとで提出させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

牛之濱由美委員

24ページのですね、10款2項2目教育振興費19節で先ほど課長の説明で、大川小に 山村留学生の予定者がなかったための減額なんですけれども、この予定をされていたのは1 名なのか、数名の予定をされていたのか教えてください。

盛島学校教育課長

修業補助金等ですね、複数名来てもいいように予算は組んでありました。

牛之濱由美委員

関連してですけれども、今、田代小学校のほうに山村留学生の児童がいらっしゃると思いますけども、この山村留学制度というのは市外なのでしょうか。もちろん市外だと思いますけど、それは限度はどこまでというのは限ってはいない、薩摩川内市でもいい、熊本でもいいという。そこを教えていただければ。

盛島学校教育課長

要綱の中で市外であれば出水市でも薩摩川内市でもということになります。こっちの里親に入るということが前提になります。

[牛之濱由美委員「了解しました。」と呼ぶ]

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑ありませんか。

鳥飼光明委員

私も今の関連ですが、ゼロというのは非常に残念ですけど、どういう活動をされたんですかね。ただ待ってるだけではこんと思うんですが、どういう活動をされてゼロになったんで

すか。

盛島学校教育課長

これは田代小校区、大川小校区で実行委員会に補助をする形で、私たちが直接、委員会が直接活動する形ではなくて、委員会に補助する形で、委員会はどういう形で活動をしたかたということで、大川小校区の委員会があまり活発ではなかったのかもしれません。そういう形です。

鳥飼光明委員

活発じゃなかったのかもしれませんじゃなくて、幾ら補助を出すにしても、やっぱりいろいる聞かんないかん、そういう人たちから。どういう活動をやってだめだったかですね。その内容はどうなんですか、委託先のその人たちはどういう活動をされたんですか。

盛島学校教育課長

小学校で委員会を立ち上げていて、ピーアールはしてるらしいですが、あまり積極的なピーアールではないということで、校長等々の面接のときでも児童数の減少が大きな課題ですので、それを積極的にいろんな形でピーアールをしていくようにということはしてますが、それは足りなかったということで理解しております。

鳥飼光明委員

残念ですけど、せっかく予算を組んでゼロというのは。ことしはもうだめですから、来年はですね、しっかり行政も一体となってやらなければ、そういう委員会にまかせっきりじゃですね、毎年こういう状況が続くんじゃないかなと。非常にいい事業ですので、やっぱり一体とならなければですね、委員会もあんまりわからんと思うんですよ、やり方いろいろが。来年はですね、やっぱりそういうことをやって、1名でもそういうのができるようにですね、努力をしてください。要望です。

松元薫久委員

25ページの10款教育費4項幼稚園費についてお尋ねいたします。幼稚園就園奨励費補助事業が420万円の減額で補正されたんですが、先ほど150人分を予定していたが、126人であったと。これは子供の数が全体的に少なくなったという考え方なのか、それとも幼稚園に入る子が、特段子供の数は減っていないけれども幼稚園に入る子供が少なかったというふうなものなのか。そういうふうな認識ですか。

佐潟教育総務課長

幼稚園奨励費について、当初、予算で150名を予算化していたということでありますけれども、実際では幼稚園への就園の園児数が減ってきているようでございますが、ただ園児数も年々減ってきているんですけれども、幼稚園に就園する園児と保育園に園児がありますので、予算的には幼稚園と保育園の割合的にちょっと多めに予算化を組んでいたということで御理解をいただきたいと思います。

松元董久委員

今の説明はちょっとわからない部分があるんですが、保育園に入る子も減ってるんですか。 幼稚園のほうが減り方が激しいということではないんですか。

佐潟教育総務課長

全体的な子供たちの数そのものが減っているという答えをしたかったわけですけれども、 園につきましてですね、20年度から言いますと、幼稚園には154名、21年度が155 名、22年度が134名、23年度が136名で、24年度が126名になったということ で、少しずつは減っているということで御理解をいただければと考えております。

松元薫久委員

担当ではないから保育園のほうはわからないわけですか。

佐潟教育総務課長

数を把握しておりませんでした。申しわけありません。

松元薫久委員

保育園のほうはしょうがない、人数把握をしてないのは担当じゃないですからしょうがないと思うんですが、以前、一般質問で市長にもうったえたんですけれども、保育園のほうには前市長のときから半額程度の市の補助を出してるんですね。幼稚園の2つの園にはそれがないと。あのときの回答としては、生きがい対策課長の回答だったと思うんですが、もし入園児の数に偏りが見られたりするようなことがあれば考えていかざるを得ませんというお答えをもらったんですね。不平等感があるというものは市長も認めてくださったわけです。ここはですね、せっかくですから、あれから何年か経ってますし、教育総務課と生きがい対策課で、そういった保育園と幼稚園の入園時に影響が出ていないかということをきっちと把握していただきたいと思います。要望して終わります。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、教育総務課及び学校教育課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(教育委員会退室、生涯学習課入室)

次に、議案第1号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

上野生涯学習課長

去る2月28日、総務文教委員会に付託になりました平成24年度一般会計補正(第8号)の生涯学習課所管分について御説明申し上げます。6ページをお開きください。第3表、債務負担行為の追加補正であります。生涯学習課所管分は5番目の市民会館廃棄物収集業務委託料15万2千円及び市民会館の館内清掃業務を100万2千円で委託をしようとするものであります。10ページをお願いいたします。表中7番目からになります。大川地区公民館、脇本地区公民館の清掃業務をそれぞれ委託するものであり、総合運動公園施設管理業務委託341万6千円は夜間、日曜、祝祭日の管理人2名分の委託料であります。次に、総合運動公園施設管理棟管理運営業務委託料1千万5千円は、阿久根市体育協会に委託するものであり、体協職員4名分の人件費及び事務費等であります。以上で生涯学習課所管分の債務負担行為の追加補正について御説明いたしましたが、御審議方よろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、生涯学習課所管の事項について、審査を一時中止いたします。 (生涯学習課退室、給食センター入室)

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第1号中、学校給食センター所管の事項について審査に入ります。 所長の説明を求めます。

野崎学校給食センター所長

御説明いたします。平成25年度阿久根市一般会計予算(第8号)の債務負担行為補正の 学校給食センター所管分について、一般会計補正予算書(第8号)の第3表、債務負担行為 補正により主な内容について御説明いたします。一般会計補正予算書(第8号)の10ページをお開きください。表の下から5行目、学校給食センター検便検査料、期間平成25年度、 限度額10万6千円は、学校給食センター事務職員3名と栄養教諭2名、計5名の検便検査 を毎月2回実施するものであります。次の学校給食センター衛生保守管理業務委託料、期間 平成25年度、限度額68万7千円は、学校給食センター調理場内の殺菌剤児童噴霧処理業 務及び衛生害虫駆除業務などを委託するものであります。次の学校給食センター食材微生物 検査業務委託料、期間平成25年、限度額8万9千円は、学期ごとに年3回、食材の微生物 検査を委託料であります。次の学校給食センター廃棄物収集業務委託、期間平成25年、限度額13万9千円は、学校給食センターで発生する可燃ごみを週2回、火曜と金曜、資源ごみを月1回収集する業務を委託するものであります。次の学校給食センター配水処理施設維持管理業務委託料、期間平成25年、限度額163万8千円は、廃水処理施設維持管理を月2回、油水分離槽維持管理月1回、汚泥収集運搬処分を年4回、水質分析を年4回行う業務を委託するものであります。以上で説明を終わりますが、審議のほどをよろしくお願いいたします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

所長の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、学校給食センター所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(学校給食センター退室、財政課入室)

次に、議案第1号中、財政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

花田財政課長

先の本会議におきまして総務文教委員会に付託された議案第1号、平成25年度阿久根市 一般会計予算(第8号)のうち、財政課所管に関する事項について御説明申し上げます。補 正予算書の18ページをお開きください。歳出から御説明申し上げます。第2款総務費1項 総務管理費7目財産管理費2億6,693万1千円の補正は、平成24年度繰越金の確定に ともない、財政調整基金条例に基づく2分の1相当額と、今回の補正にともなう剰余金を財 政調整基金に積み立てるものであります。なお、このことによる平成24年度末の財政調整 基金の残高は、14億3,744万7千円になる見込みであります。25ページになります が、第2款1項公債費1目元金3億3,674万6千円の補正は、市町村振興資金の有利子 分39事業について、繰り上げ償還が認められたことからこれを行うものであり、当該処理 にともなう利子の軽減額は1、165万5千円になる予定であります。また、このことにと もなう平成24年度末の地方債残高は97億1,840万8千円になる見込みであります。 17ページに戻りますが、次に、歳入について御説明申し上げます。第17款繰入金1項繰 入金2目減債基金繰入金3億3,674万6千円の補正は、有利子分の市町村振興資金39 事業の繰り上げ償還にともなう充当財源であり、当該基金を繰り入れたあとの減債基金の平 成24年度末現在髙見込額は6億180万円になる見込みであります。第18款1項1目繰 越金2億2,826万9千円の補正は、平成24年どの額が確定したことから財政調整基金 条例に基づき繰越金の2分の1を積み立てるための財源として計上したものであり、当該積 立金に充当するものであります。次に、5ページになりますが、第2表繰越明許費について 申し上げます。第2款1項7目財産管理費で執行していた旧国民宿舎空調機改修工事につい て、年末年始に於ける宿泊客の増加や冬場の工事期間中の暖房ができなくなることなどから、 工事期間を延長する必要があり、翌年度に繰り越すものであります。次に、6ページの第3 表債務負担行為補正のうち財政課所管は3行目の旧隼人小学校教職員住宅敷地借上料であり、 4月1日から当該敷地の借り入れを行うために債務負担行為を設定して、年度開始前に契約 を締結するものであります。以上で説明を終わります。なお、質疑に対する答弁については、 私、課長補佐、担当係長が御説明申し上げます。以上でございます。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

課長の説明が終わりました。

仮屋園一徳委員

6ページのですね、旧隼人小学校教職員住宅敷地借上料ですけれども、これは現在建物が 建ってて、だけかに貸してあるんですかね。その敷地だけの借り入れということなんですか。

花田財政課長

これは旧隼人小学校の教職員住宅が現在も建っているところです。建物自体を借りて住んでいらっしゃる方はおりませんけれども、建物が建っている関係で建物自体が市の財産であることから、その敷地を借り上げを行わなければならないということで、期限が切れる4月1日から複数年にわたって借り入れを行う、こういうことであります。以上でございます。

鳥飼光明委員

資料があるかないかわかりませんが、一般市民がよく聞くので。阿久根市は積立金が全体でどのくらいあっとですかという質問がよく受けられるので、いい機会ですので、もし資料があったら教えてください。

花田財政課長

初めに、平成23年度末の現在高から申し上げます。一般会計基金の合計額が44億91万8,726円、それから定額運用基金が3億2,953万6,719円、それから特別会計基金が3億3,081万8,002円、合計で50億6,127万3,447円、以上であります。それから平成24年度の補正8号現在でありますけれども、一般会計基金が41億241万2千円。予定でありますので端数は省略いたします。それから定額運用基金につきましては、定額運用基金の性格から平成23年度末と変わりはありません。それから特別会計基金のほうが2億7,882万5千円(訂正あり)、合計の47億1,077万4千円(訂正あり)、これが補正8号現在の数字でございます。以上です。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第1号中、財政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。 (財政課退室)

以上で、各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。 現地調査について各委員の意見を伺います。

[「必要なし」と呼ぶ者あり]

それでは必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

それでは議案第1号議題とし、各委員の御意見を伺います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第1号について討論に入ります。

討論ありますか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

それでは、議案第1号平成24年度阿久根市一般会計補正予算(第8号)を採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって議案第1号は可決すべきものと決しました。

〇議案第3号 平成24年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第1号) 総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第3号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第3号について討論に入ります。

討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは議案第3号 平成24年度阿久根市交通災害共済特別会計補正予算(第1号)を 採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって議案第3号は可決すべきものと決しました。

〇議案第8号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成22年度~平成27年度)の一部変更に ついて

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第8号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第8号について討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは議案第8号 阿久根市過疎地域自立促進計画(平成22年度~平成27年度)の 一部変更についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第8号は可決すべきものと決しました。

〇議案第12号 市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に議案第12号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第12号について討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは議案第12号市長等の給与に関する条例及び教育長の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第12号は可決すべきものと決しました。

○議案第13号 一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第13号を議題とし各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第13号について討論に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がなければ、討論を終結いたします。

それでは議案第13号一般職に属する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の 制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって議案第13号は可決すべきものと決しました。

○議案第14号 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第14号を議題とし各委員の御意見を伺います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第14号について討論に入ります。

ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは議案第14号阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第14号は可決すべきものと決しました。

〇議案第15号 阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

次に、議案第15号を議題とし各委員の御意見を伺います。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第15号について討論に入ります。

討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第15号阿久根市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって議案第15号は可決すべきものと決しました。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

以上で当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

松元薫久委員

要望があります。議案第13号についてですね、総務課長に交付税減額等々説明をいただ

いたあのくだりはぜひ報告の中にお願いします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

わかりました。

竹原恵美委員

以前と同じように(聴取不能)。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

事前に見せるということでいいですか。

そういうことで御一任願いますが御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

松元薫久委員

もう1点ですね、さっき交付税減額とあと市長公約の15%カットに対して2.7%としかというあの辺まで全部お願いします。

総務文教委員長(濵﨑國治委員)

よってただいま採決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

ここでお諮りいたします。

当委員会に付託されました案件はすべて議了しましたので、本日はこれにて閉会することとし、あすの委員会は休会とすることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、あすの委員会は休会とすることに決しました。

以上で総務文教委員会を閉会いたします。

(閉 会 13時45分)

総務文教委員会委員長 濵 﨑 國 治